

大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

風水害等対策編	第2部 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 第3部 災害応急対策・・・・・・・・・・・・P 5 第4部 災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・P 8 第5部 火山災害応急対策・・・・・・・・・・P 10
---------	--

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村）</p> <p>（1）治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>448,122ha</u> で県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>121,418ha</u> でその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,919</u> 箇所あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,708</u> 箇所、地すべり危険地区は<u>111</u> 箇所、崩壊土砂流出危険地区は<u>4,100</u> 箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>ロ 水土保全治山</p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が<u>6,919</u> 箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ホ 保安林整備</p> <p>県下に配備されている約<u>121,418ha</u> の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>（1）土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>また、宅地造成については、<u>宅地造成等規制法</u>や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられている</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村）</p> <p>（1）治山事業の現況</p> <p>本県の森林面積は、<u>453,000ha</u> で県土の71%を占め、うち民有保安林は<u>122,208ha</u> でその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は<u>6,955</u> 箇所あり、山腹崩壊危険地区は<u>2,729</u> 箇所、地すべり危険地区は<u>119</u> 箇所、崩壊土砂流出危険地区は<u>4,107</u> 箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（3）治山事業の実施</p> <p>ロ 水土保全治山</p> <p>現在県下には、山地災害危険地区が<u>6,955</u> 箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ホ 保安林整備</p> <p>県下に配備されている約<u>122,208ha</u> の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>（1）土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>また、宅地造成については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとら</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>が、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</p> <p>第2節 災害危険区域の対策 (9) 宅地造成工事規制区域 宅地造成等規制法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p>(10) 災害危険性が高い盛土 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに各法令に基づく是正指導を行うものとする。</p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>2 宅地造成地の災害予防対策（土木建築部 都市・まちづくり推進課、市町村） 宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市町村は、一般的に行政指導を実施するとともに、<u>宅地造成等規制法</u>(昭和36年法律第191号)の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。 (略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、</p>	<p>れているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</p> <p>第2節 災害危険区域の対策 (9) 宅地造成工事規制区域 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。</p> <p>(10) 災害危険性が高い盛土 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>などの各法令に基づく是正指導を行うものとする。</p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備 (略)</p> <p>2 宅地造成地の災害予防対策（土木建築部 都市・まちづくり推進課、市町村） 宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市町村は、一般的に行政指導を実施するとともに、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>(昭和36年法律第191号)の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。 (略)</p> <p><u>4 所有者不明土地法に基づく措置の活用（用地対策課、市町村）</u> <u>県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略)</p> <p>三 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対して</p>	<p>生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略)</p> <p>二 <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ホ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達</u>がで</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>は、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても <u>確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する</u>。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>	<p><u>きるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 <u>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</u></p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても <u>確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る</u>。また、<u>障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。</u> 居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>河川班</p> <p>(河川副所長)</p> <p>((副) <u>調査</u>第一課長)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>ロ 特別警報、警報、注意報、気象情報の伝達</p> <p>九州地方整備局大分河川国道事務所 (<u>調査</u>第一課)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>行政</u>担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>行政</u>担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>行政</u>担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>行政</u>担当に情報提供する。</p>	<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>河川班</p> <p>(河川副所長)</p> <p>((副) <u>流域治水</u>課長)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>ロ 特別警報、警報、注意報、気象情報の伝達</p> <p>九州地方整備局大分河川国道事務所 (<u>流域治水</u>第一課)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>生活再建</u>担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>生活再建</u>担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>生活再建</u>担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者<u>生活再建</u>担当に情報提供する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間				4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>1</u> ヶ月以内		災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>3</u> ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては <u>6ヶ月以内</u>
第13節 ボランティアとの連携 3 県災害ボランティアセンター及び班の役割 ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。				第13節 ボランティアとの連携 3 県災害ボランティアセンター及び班の役割 ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、 <u>災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。</u> 大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。			
第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 (イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基				第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 (イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本			

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。</p> <p>a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班 b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所</p> <p><u>（ロ）緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>（ハ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報（略） （3）安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>	<p>法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。</p> <p>a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班 b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所</p> <p><u>（ロ）知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。</u></p> <p><u>（ハ）緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>（ニ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報（略） （3）安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理 (災害救助法)		第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。	支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。
(略) 13 障害物の除去 (災害救助法)		(略) 13 障害物の除去 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 (略) 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 14 宅地防災工事資金融資 (1) 支援の種類：融資 ① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、<u>宅地造成等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対象者 <u>宅地造成等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p>	<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 14 宅地防災工事資金融資 (1) 支援の種類：融資 ① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 対象者 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前						改正後					
第2章 火山災害応急対策 3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (3) 噴火警戒レベル						第2章 火山災害応急対策 3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (3) 噴火警戒レベル					
種別	名称	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報又は火口周辺警報	レベル2	(略)	(略)	●想定火口域中心から概ね1 km 以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 1995 年噴火 星生山中腹でごく小規模噴火	警報	噴火警報又は火口周辺警報	レベル2	(略)	(略)	●想定火口域中心から概ね1 km 以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 1995 年噴火 星生山東山腹でごく小規模噴火
注1) ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。						注) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。					
注2) レベル1～3では、硫黄山（星生山の東山腹）で発生する噴火を想定している。						各レベルにおける具体的な規制範囲については、地域防災計画等で定められているので、詳細については、地元自治体（九重町、竹田市、由布市）に確認のこと。					

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前					改正後				
6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応					6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合等の避難対応				
(1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合					(1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合				
種別	名称	対象範囲	レベル	必要な防災対応	種別	名称	対象範囲	レベル	必要な防災対応
特別 警報	噴火警報 (居住地 域) 又は噴 火警報	居住地域及 びそれより 火口側	レベル4 (高齢者 等避難)	警戒が必要な居住地域での <u>避難準備。要配慮者は避難 等。</u>	特別 警報	噴火警報 (居住地 域) 又は噴 火警報	居住地域及 びそれより 火口側	レベル4 (高齢者 等避難)	警戒が必要な居住地域での <u>高齢者等の要配慮者の避 難、住民の避難準備。</u>
警報	噴火警報 (火口周 辺) 又は火 口周辺警報	火口から居 住地域近 くまで	レベル3 (入山規 制)	(略) <u>やまなみハイウェイは長者 原から牧ノ戸間は通行止 め (略)</u>	警報	噴火警報 (火口周 辺) 又は火 口周辺警報	火口から居 住地域近 くまで	レベル3 (入山規 制)	(略) <u>県道 11 号別府一の宮線 (やまなみハイウェイ) は 長者原から牧ノ戸間は通行 止め (略)</u>
		火口周辺	レベル2 (火口周 辺規制)	<u>火口から概ね 1km 以内の 立入禁止。 主な登山道に通行できない 登山道を示した看板の設 置</u>			火口周辺	レベル2 (火口周 辺規制)	<u>想定火口域中心から概ね 1km 以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行できな い登山道を示した看板の設 置</u>
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あること に留意)	<u>火口から概ね 500m の立入 規制等</u>	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あること に留意)	状況に応じて想定火口域内 の立入規制等 <u>※想定火口域は、硫黄山噴 気地帯を囲む半径 500m の 範囲内</u>

大分県地域防災計画修正案

新旧対照表

地震・津波対策編	第1部 総則 P1
	第2部 災害予防 P24
	第3部 災害応急対策 P28
	第4部 災害復旧・復興 P32

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後											
第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策								第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策											
柱	施策 項目	具体的 な施策 項目	アクションプラ ン項目	目標指標	直近の実績値		数値目標		柱	施策 項目	具体的 な施策 項目	アクションプラ ン項目	目標指標	直近の実績値		数値目標			
						年度		年 度							年 度				
1 事 前 防 災	(1)津 波防災 対策	1)津波 に強い 地域構 造の構 築	1 海岸保全施 設の整備	1 海岸保全 施設整備 延長	26.1km	H29	32.9km	R5	1 事 前 防 災	(1)津 波防災 対策	1)津波 に強い 地域構 造の構 築	1 海岸保全施 設の整備	1 海岸保全 施設整備 延長	26.1km	H29	33.8km	R6		
			2 耐震強化岸 壁の整備	2 耐震強化 岸壁整備 率	54%	H29	68%	R5				2 耐震強化岸 壁の整備	2 耐震強化 岸壁整備 率	54%	H29	68%	R6		
			3 河川堤防の 耐震対策									3 河川堤防の 耐震対策							
			4 水門等の津 波対策の推 進									4 水門等の津 波対策の推 進							
		2)安全 で確実 な避難 の確保	5 津波ハザー ドマップの 活用支援									2)安全 で確実 な避難 の確保	5 津波ハザー ドマップの 活用支援						
		6 津波避難訓										6 津波避難訓							

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
			練の実施								練の実施						
			7 住民等への 情報提供	3 県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	<u>149,000</u> 件	<u>R5</u>				7 住民等への 情報提供	3 県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	<u>158,000</u> 件	<u>R6</u>
(2)建 築物の 耐震化 等	1)住 宅・公 共施設 等の耐 震化の 促進	8 住宅の耐震 化	④ 住宅の耐 震化率	75%	H27	82%	R2			(2)建 築物の 耐震化 等	1)住 宅・公 共施設 等の耐 震化の 促進	8 住宅の耐震 化	④ 住宅の耐 震化率	75%	H27	—	—
		9 警察署の耐 震化	5 警察署の 耐震化率	93%	H29	100%	<u>R5</u>					9 警察署の耐 震化	5 警察署の 耐震化率	93%	H29	100%	<u>R6</u>
		10 消防庁舎の 耐震化	6 消防庁舎 の耐震化 率	92%	H29	100%	<u>R5</u>					10 消防庁舎の 耐震化	6 消防庁舎 の耐震化 率	92%	H29	100%	<u>R6</u>
		11 病院の耐震 化	7 病院の耐 震化率	82%	H29	<u>90%</u>	<u>R5</u>					11 病院の耐震 化	7 病院の耐 震化率	82%	H29	<u>91%</u>	<u>R6</u>
		12 社会福祉施 設の耐震化	8 社会福祉 施設の耐 震化率	96%	H29	98%	<u>R5</u>					12 社会福祉施 設の耐震化	8 社会福祉 施設の耐 震化率	96%	H29	98%	<u>R6</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
			13 特定建築物 の耐震化	9 特定建築 物の耐震 化率	88%	H29	97%	<u>R5</u>				13 特定建築物 の耐震化	9 特定建築 物の耐震 化率	88%	H29	97%	<u>R6</u>
		2)一般 建築物 の安全	14 エレベータ ーの閉じ込 め防止								2)一般 建築物 の安全	14 エレベータ ーの閉じ込 め防止					
		性の確 保	15 家具等の固 定化	10 家具(テレ ビ、タン ス、食器 棚等)の固 定率	44%	H29	<u>50%</u>	<u>R5</u>			性の確 保	15 家具等の固 定化	10 家具(テレ ビ、タン ス、食器 棚等)の固 定率	44%	H29	<u>50.5%</u>	<u>R6</u>
			16 ガラス等の 飛散防止									16 ガラス等の 飛散防止					
			17 ブロック塀 の倒壊防止									17 ブロック塀 の倒壊防止					
			18 水管橋等の 耐震化〔県 企業局管 理：電気事 業〕	11 既存施設 の耐震化 率	90%	H29	95%	<u>R5</u>				18 水管橋等の 耐震化〔県 企業局管 理：電気事 業〕	11 既存施設 の耐震化 率	90%	H29	95%	<u>R6</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後											
		19	水路工作物の耐震化調査〔県企業局管理：電気事業〕	12	既存施設の耐震調査率	39%	H29	<u>90%</u>	<u>R5</u>			19	水路工作物の耐震化調査〔県企業局管理：電気事業〕	12	既存施設の耐震調査率	39%	H29	<u>95%</u>	<u>R6</u>
		20	浄水場等の耐震化〔県企業局管理：工業用水道事業〕	13	既存施設の耐震化率	45%	H29	<u>76%</u>	<u>R5</u>			20	浄水場等の耐震化〔県企業局管理：工業用水道事業〕	13	既存施設の耐震化率	45%	H29	<u>78%</u>	<u>R6</u>
		21	水道施設（隧道）の劣化状況等の点検〔県企業局管理：工業用水道事業〕	14	給水ネットワークを活用した水道施設（隧道）点検率	20%	H29	80%	<u>R5</u>			21	水道施設（隧道）の劣化状況等の点検〔県企業局管理：工業用水道事業〕	14	給水ネットワークを活用した水道施設（隧道）点検率	20%	H29	80%	<u>R6</u>
	(3)火災対策	1)出火防止対策	22	感震ブレーカー等による火災対策の促進						(3)火災対策	1)出火防止対策	22	感震ブレーカー等による火災対策の促進						

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前									改正後										
			23 住宅用火災 警報器の設 置	15 推計設置 率	80%	H29	100%	<u>R5</u>				23 住宅用火災 警報器の設 置	15 推計設置 率	80%	H29	100%	<u>R6</u>		
			24 重点密集市 街地の整備	16 改善した 重点密集 市街地の 面積	20.4ha	H29	26.4ha	<u>R5</u>				24 重点密集市 街地の整備	16 改善した 重点密集 市街地の 面積	20.4ha	H29	26.4ha	<u>R6</u>		
		2)避難 体制の 整備	25 ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)								2)避難 体制の 整備	25 ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)							
			26 自動販売機 の転倒防止									26 自動販売機 の転倒防止							
			27 無電柱化の 推進							27 無電柱化の 推進									
	(4)土砂災害・地 盤災害対策	28 土砂災害対 策(土石流 対策・がけ 崩れ対策・ 地すべり対 策)	17 土砂災害 対策施設 整備率	29.4%	H29	<u>31.8%</u>	<u>R5</u>	(4)土砂災害・地 盤災害対策	28 土砂災害対 策(土石流 対策・がけ 崩れ対策・ 地すべり対 策)	17 土砂災害 対策施設 整備率	29.4%	H29	<u>32.1%</u>	<u>R6</u>					

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後											
		29	山地災害の 防止対策	18	山地災害 危険地区 整備数	2,158地 区	H29	<u>2,209</u> 地区	<u>R5</u>			29	山地災害の 防止対策	18	山地災害 危険地区 整備数	2,158地 区	H29	<u>2,219</u> 地区	<u>R6</u>
(5)ラ イフラ イン・ インフ ラの 確保対 策	1)ライ フライ の確 保対策	30	ライフライ ン事業者と の連携強化	19	官民連携 会議の開 催	1回	H29	<u>1回</u>	毎 年 度	(5)ラ イフラ イン・ インフ ラの 確保対 策	1)ライ フライ の確 保対策	30	ライフライ ン事業者と の連携強化	19	官民連携 会議の開 催	1回	H29	1回	毎 年 度
			ライフラ イン事業 者との訓 練等の実 施	1回	R3	1回	毎 年 度		ライフラ イン事業 者との訓 練等の実 施			1回	R3	1回	毎 年 度				
		31	水道施設の 基幹管路の 耐震化	20	基幹管路 の耐震化 延長	142.6km	H29	246km	<u>R5</u>			31	水道施設の 基幹管路の 耐震化	20	基幹管路 の耐震化 延長	142.6km	H29	246km	<u>R6</u>
	2)情報 インフ ラの確 保対策	32	大分県防災 情報システ ムの整備・ 充実								2)情報 インフ ラの確 保対策	32	大分県防災 情報システ ムの整備・ 充実						
3)交通 施設の 安全・	33	道路橋の耐 震補強	21	緊急輸送 道路にお ける橋梁	91%	H29	<u>100%</u>	<u>R1</u>		3)交通 施設の 安全・	33	道路橋の耐 震補強	21	緊急輸送 道路にお ける橋梁	91%	H29			

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
		機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保		耐震補強率（昭和55年より古い基準）						機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保		耐震補強率（昭和55年より古い基準）					
				緊急輸送道路における橋梁耐震補強率（平成8年より古い基準）	11.9%	R2	27.5%	R5				緊急輸送道路における橋梁耐震補強率（平成8年より古い基準）	11.9%	R2	40%	R6	
	(6)液状化対策	34 被害の未然防止(地盤災害防止)								(6)液状化対策	34 被害の未然防止(地盤災害防止)						
	(7)防災教育・防災訓練の充実	35 学校における防災教育の推進	㉔	地域の実情に応じた避難訓練等の実施率	100%	H29	100%	毎年度		(7)防災教育・防災訓練の充実	35 学校における防災教育の推進	㉔	地域の実情に応じた避難訓練等の実施率	100%	H29	100%	毎年度

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
		36	地域・保護者と連携した学校防災組織の構築							36	地域・保護者と連携した学校防災組織の構築						
		37	地震体験車等の活用	23	地震体験車等による体験者数(1年度間)	11,243人	H29	11,000人以上	毎年度	37	地震体験車等の活用	23	地震体験車等による体験者数(1年度間)	11,243人	H29		
			防災VR及び防災啓発動画の視聴回数(1年度間)			147,926回	R2	300,000回	毎年度					147,926回	R2	300,000回	毎年度
		38	総合防災訓練の実施							38	総合防災訓練の実施						
(8) ボランティアとの連携	39	災害ボランティアセンターの体制整備	24	大分県災害時社協支援専門員数	6名	H30	22名	R4	(8) ボランティアとの連携	39	災害ボランティアセンターの体制整備	24	大分県災害時社協支援専門員数	6名	H30	22名	R4

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
	(9) 総合的な防災力の向上	1) 事前防災に関する情報の周知	40 防災グッズフェアの開催						(9) 総合的な防災力の向上	1) 事前防災に関する情報の周知	40 防災グッズフェアの開催						
			41 フォーラム等の開催									41 フォーラム等の開催					
			42 県民防災意識調査の実施									42 県民防災意識調査の実施					
		2) 地域防災力の向上	43 自主防災組織の結成促進	㉕ 自主防災組織率	96.7%	H29	100%	R5		2) 地域防災力の向上	43 自主防災組織の結成促進	㉕ 自主防災組織率	96.7%	H29	100%	R6	
			44 防災士の養成	㉖ 自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合	71.5%	H29	100%	R5				44 防災士の養成	㉖ 自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合	71.5%	H29	100%	R6
			45 女性防災士の養成	㉗ 防災士における女性防災士の割合	13.5%	H29	20%	R5									

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後										
			46	総合防災訓練の実施 (再掲)							46	総合防災訓練の実施 (再掲)						
			47	自主防災組織の活動促進	㊸ 自主防災組織避難訓練等実施率	58.8%	H29	90%	R5		47	自主防災組織の活動促進	㊸ 自主防災組織避難訓練等実施率	58.8%	H29	90%	R6	
					(津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等)	(76.3%)	H29	(100%)	R5					(津波浸水想定区域内に居住地域がある自主防災組織等)	(76.3%)	H29	(100%)	R6
			48	地域における消防の充実・強化	㊹ 消防団員の条令定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度		48	地域における消防の充実・強化	㊹ 消防団員の条令定数に対する割合	91.1%	H29	91.7%	毎年度	
		3)企業等との地域と	49	企業防災と地域防災の連携							3)企業等との地域と	49	企業防災と地域防災の連携					

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前									改正後										
		の連携									の連携								
2	(1)災害対策本部の機能強化	50	市町村の災害対策本部の機能強化への支援	⑩ 災害対策本部設置・運営訓練等実施市町村数	9市町村	H29	18市町村	R5	2	(1)災害対策本部の機能強化	50	市町村の災害対策本部の機能強化への支援	⑩ 災害対策本部設置・運営訓練等実施市町村数	9市町村	H29	18市町村	R6		
			51	市町村の業務継続計画(BCP)等の策定への支援	⑪ 業務継続計画(BCP)策定市町村数	9市町村	H29	18市町村				R3	51	市町村の業務継続計画(BCP)等の策定への支援	⑪ 業務継続計画(BCP)策定市町村数	9市町村	H29	18市町村	R6
				受援計画策定市町村数	7市町村	R2	18市町村	R5											
備え	(2)救助・救命対策	52	災害派遣医療チームの機能強化	32 大分DMAT隊員登録者数	507人	H29	600人	R5	備え	(2)救助・救命対策	52	災害派遣医療チームの機能強化	32 大分DMAT隊員登録者数	507人	H29	610人	R6		
			53	災害医療コーディネーター体制整備	33 災害医療コーディネーター	25人	H29	60人				R5	53	災害医療コーディネーター体制整備	33 災害医療コーディネーター	25人	H29	70人	R6

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後												
	(3)医療対策	54	災害拠点病院の機能強化	数	34	災害拠点病院の耐震化率	93%	H29	100%	R1	(3)医療対策	54	災害拠点病院の機能強化	数	34	災害拠点病院の耐震化率	93%	H29	100%	R1
					35	多数の傷病者の受け入れを想定した災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	86%	H29	100%	R5					35	多数の傷病者の受け入れを想定した災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	86%	H29	100%	R6
(4)消 火活動 等	1)消防 力の充 実・強 化	55	消防広域化の推進								(4)消 火活動 等	55	消防広域化の推進							
				再	56	自主防災組織の活動促進(再掲)	再	自主防災組織避難訓練等実施率	58.8%	H29				90%	R5	再	56	自主防災組織の活動促進(再掲)	再	自主防災組織避難訓練等実施率

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前									改正後								
				(津波浸水 想定区域 内に居住 地域があ る自主防 災組織等)	(76.3%)	H29	(100%)	R5					(津波浸水 想定区域 内に居住 地域があ る自主防 災組織等)	(76.3%)	H29	(100%)	R6
	2)避難 体制の 確立	57 住民等への 情報提供 (再掲)	再掲	県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	<u>149,000</u> 件	R5		2)避難 体制の 確立	57 住民等への 情報提供 (再掲)	再掲	県民安 全・安心 メール及 び防災ア プリの登 録数	26,281人	H29	<u>158,000</u> 件	R6
(5)緊急輸送 のための交通 の確保・	1)交通 規制対 策、交 通路の 応急復 旧等	58 緊急輸送道 路の整備							(5)緊急輸送 のための交通 の確保・	1)交通 規制対 策、交 通路の 応急復 旧等	58 緊急輸送道 路の整備						
緊急輸 送活動	2)緊急 輸送・ 搬送体	59 民間物流事 業者との協 力体制の確	36	総合防災 訓練(実動 訓練)での	1回	H29	1回	毎 年 度	緊急輸 送活動	2)緊急 輸送・ 搬送体	59 民間物流事 業者との協 力体制の確	36	総合防災 訓練(実動 訓練)での	1回	H29	1回	毎 年 度

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後										
		制の強 化	立	訓練回数						制の強 化	立	訓練回数						
				37	官民連携 会議の開 催	1回	H29						37	官民連携 会議の開 催	1回			H29
	民間物流 事業者と の会議等 の実施	1回	R3	1回	毎 年 度	民間物流 事業者と の会議等 の実施	1回	R3	1回	毎 年 度								
	(6)燃料の把握・ 確保	60	燃料優先供 給体制の構 築					(6)燃料の把握・ 確保	60	燃料優先供 給体制の構 築								
	(7)食料・水、生 活必需品等の物 資の調達	61	民間物流事 業者との協 力体制の確 立(再掲)	再 掲	総合防災 訓練(実動 訓練)での 訓練回数	1回	H29	1回	毎 年 度	(7)食料・水、生 活必需品等の物 資の調達	61	民間物流事 業者との協 力体制の確 立(再掲)	再 掲	総合防災 訓練(実動 訓練)での 訓練回数	1回	H29	1回	毎 年 度
				再 掲	官民連携 会議の開 催	1回	H29	1回	毎 年 度				再 掲	官民連携 会議の開 催	1回	H29	1回	毎 年 度
	再	民間物流	1回	R3	1回	毎	再	民間物流	1回	R3	1回	毎						

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
			掲 事業者と の会議等 の実施				年 度				掲 事業者と の会議等 の実施				年 度		
		62	備蓄スペー スの確保・ 分散化	㊸ 市町村指 定避難所 数に占め る備蓄箇 所数の割 合	23.4%	H29	38.5%	R5			62	備蓄スペー スの確保・ 分散化	㊸ 市町村指 定避難所 数に占め る備蓄箇 所数の割 合	23.4%	H29	40%	R6
(8)避 難者等 への対 応	1)災害 時要配 慮者に 対する 支援	63	避難行動要 支援者への 避難支援	㊹ 平常時か ら地域へ 避難行動 要支援者 名簿情報 を提供し ている者 の割合	41%	H29	60%	R5	(8)避 難者等 への対 応	1)災害 時要配 慮者に 対する 支援	63	避難行動要 支援者への 避難支援	㊹ 平常時か ら地域へ 避難行動 要支援者 名簿情報 を提供し ている者 の割合	41%	H29	63%	R6
		64	福祉避難所 の確保	㊺ 福祉避難 所(福祉避 難スペー スを含む)	62.6%	H29	100%	R5			64	福祉避難所 の確保	㊺ 福祉避難 所(福祉避 難スペー スを含む)	62.6%	H29	100%	R6

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後							
				を確保し ている小 学校区の 割合							を確保し ている小 学校区の 割合				
		65 外国人への 支援	41 通訳・翻 訳ボラン ティア確 保数	18人	H29					65 外国人への 支援	41 通訳・翻 訳ボラン ティア確 保数	18人	H29		
			災害時外 国人支援 人材育成 数	50人	R3	150人	R5				災害時外 国人支援 人材育成 数	50人	R3	200人	R6
	2)避難 者及び 応急住 宅需要 等への 対応	66 女性防災士 の養成(再 掲)	再掲 防災士に おける女 性防災士 の割合	13.5%	H29	20%	R5		2)避難 者及び 応急住 宅需要 等への 対応	66 女性防災士 の養成(再 掲)	再掲 防災士に おける女 性防災士 の割合	13.5%	H29	21%	R6
		67 備蓄スペー スの確保・ 分散化(再 掲)	再掲 市町村指 定避難所 数に占め る備蓄箇 所数の割	23.4%	H29	38.5%	R5			67 備蓄スペー スの確保・ 分散化(再 掲)	再掲 市町村指 定避難所 数に占め る備蓄箇 所数の割	23.4%	H29	40%	R6

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前							改正後										
			合						合								
		68	避難者の情報に関するニーズの把握及び情報提供体制の充実						68	避難者の情報に関するニーズの把握及び情報提供体制の充実							
		69	複数の安否確認手段を使用することの重要性の周知						69	複数の安否確認手段を使用することの重要性の周知							
		70	被災建築物応急危険度判定士の確保	42	被災建築物応急危険度判定士の登録者数(安定した確保数)	848人	H29	750人以上	毎年度	70	被災建築物応急危険度判定士の確保	42	被災建築物応急危険度判定士の登録者数(安定した確保数)	848人	H29	750人以上	毎年度
		71	被災宅地危	43	被災宅地	584人	H29	600人	R4	71	被災宅地危	43	被災宅地	584人	H29	-	-

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
			陰度判定士の確保	危険度判定士の登録者数							陰度判定士の確保	危険度判定士の登録者数					
			72 応急仮設住宅供給体制の確立	44 建設可能地データ整備市町村数(精度の高い情報の維持)	18 市町村	H29	18 市町村	毎年度				72 応急仮設住宅供給体制の確立	44 建設可能地データ整備市町村数(精度の高い情報の維持)	18 市町村	H29	18 市町村	毎年度
			73 円滑な避難所運営の実現	④⑤ 避難所運営マニュアル策定市町村数	13 市町	H29	18 市町村	R1				73 円滑な避難所運営の実現	④⑤ 避難所運営マニュアル策定市町村数	13 市町	H29	—	—
(9)帰宅困難者等への対応	1) 滞留に伴う混乱の防止	74 宿泊場所の確保	④⑥ 協定締結市町村数	4 市町	H29	17 市町	<u>R5</u>		(9)帰宅困難者等への対応	1) 滞留に伴う混乱の防止	74 宿泊場所の確保	④⑥ 協定締結市町村数	4 市町	H29	17 市町	<u>R6</u>	
		75 観光客への支援									75 観光客への支援						
	2) 円滑な帰宅のための支援	76 コンビニ、外食店等立ち寄り所として利用	47 協定締結事業者数	12 社	H29	15 社	<u>R5</u>		2) 円滑な帰宅のための支援	76 コンビニ、外食店等立ち寄り所として利用	47 協定締結事業者数	12 社	H29	15 社	<u>R6</u>		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後										
		77	無電柱化の 推進(再掲)							77	無電柱化の 推進(再掲)							
		78	ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)							78	ブロック塀 の倒壊防止 (再掲)							
	(10)保健衛生・ 防疫対策	79	災害時健康 危機管理支 援チーム (DHEAT)の 体制整備						(10)保健衛生・ 防疫対策	79	災害時健康 危機管理支 援チーム (DHEAT)の 体制整備							
		80	被災地域の 衛生環境の 維持							80	被災地域の 衛生環境の 維持							
		81	被災者の入 浴支援							81	被災者の入 浴支援							
	(11)遺体処理対 策	82	広域火葬計 画及び葬祭 用品確保体 制の周知	48	市町村説 明会の開 催回数	1回	H29	1回	毎 年 度	(11)遺体処理対 策	82	広域火葬計 画及び葬祭 用品確保体 制の周知	48	市町村説 明会の開 催回数	1回	H29	1回	毎 年 度
	(12)災害廃棄物	83	災害廃棄物	49	災害廃棄	2回	H29	2回	毎	(12)災害廃棄物	83	災害廃棄物	49	災害廃棄	2回	H29	2回	毎

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後							
等の処理対策		の円滑な処理	物処理研修会の開催				年度	等の処理対策		の円滑な処理	物処理研修会の開催				年度
(13) 防災情報対策	1) 発災時における防災情報の共有化	84 防災情報の収集体制の充実						1) 発災時における防災情報の共有化	84 防災情報の収集体制の充実						
		85 関係機関との情報共有							85 関係機関との情報共有						
	2) マスメディアとの連携等	86 広報する情報の集約及び広報							2) マスメディアとの連携等	86 広報する情報の集約及び広報					
(14) 社会秩序の確保・安定		87 社会秩序維持のための活動						(14) 社会秩序の確保・安定		87 社会秩序維持のための活動					
(15) 様々な地域的課題への対応	1) 孤立する危険度が高い集落への	88 孤立集落の通信手段等の確保	50 避難所情報に関するサイン旗を使用した訓練	1回	H29	1回	毎年度	(15) 様々な地域的課題への対応	1) 孤立する危険度が高い集落への	88 孤立集落の通信手段等の確保	50 避難所情報に関するサイン旗を使用した訓練	1回	H29		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後									
		対応		等実施回数						対応		等実施回数					
				津波避難 後救援ポ イントに おける住 民避難訓 練実施率	—	—	50%	R5				津波避難 後救援ポ イントに おける住 民避難訓 練実施率	—	—	60%	R6	
				51 衛星携帯 電話の操 作訓練等 実施回数	—	—	1回	毎 年 度				51 衛星携帯 電話の操 作訓練等 実施回数	—	—	1回	毎 年 度	
		2)農 業、漁 業等の 地場産 業被害 の防止 及び軽 減	89 ため池対策	52 整備ため 池数	518箇所	H29	572箇所	R5			2)農 業、漁 業等の 地場産 業被害 の防止 及び軽 減	89 ため池対策	52 整備ため 池数	518箇所	H29	582箇所	R6
			90 海岸保全施 設の整備 (再掲)	再掲 海岸保全 施設整備 延長	26.1km	H29	32.9km	R5				90 海岸保全施 設の整備 (再掲)	再掲 海岸保全 施設整備 延長	26.1km	H29	33.8km	R6
		3)文化 財の防	91 文化財にお ける耐震対	53 文化財の 現状に応	95%	H29	100%	R5			3)文化 財の防	91 文化財にお ける耐震対	53 文化財の 現状に応	95%	H29	100%	R6

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後										
		災対策	策の推進	じた修理 や耐震対 策の実施						災対策	策の推進	じた修理 や耐震対 策の実施						
		(16) 広域連携・ 支援体制の確立	92 広域的な応 援要請(職 員の派遣及 び派遣あっ せんの要 請)							(16) 広域連携・ 支援体制の確立	92 広域的な応 援要請(職 員の派遣及 び派遣あっ せんの要 請)							
3 復 旧 ・ 復 興	(1) 被災者等の生 活再建等の支援	93 災害被災者 住宅再建支 援制度によ る支援								93 災害被災者 住宅再建支 援制度によ る支援								
		94 地震保険の 加入促進	54 地震保険 加入世帯 率	24.6%	H29	30.5%	R5			94 地震保険の 加入促進	54 地震保険 加入世帯 率	24.6%	H29	31%	R6			
		95 迅速かつ確 実な罹災証 明の交付体 制の確保								95 迅速かつ確 実な罹災証 明の交付体 制の確保								

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前								改正後							
	(2) 経済の復興	96 企業への事業継続計画 (BCP) の策定支援(大企業)	55 BCP 策定 企業の割合(大企業)	65%	H29	100%	R5		(2) 経済の復興	96 企業への事業継続計画 (BCP) の策定支援(大企業)	55 BCP 策定 企業の割合(大企業)	65%	H29	100%	R6
		97 企業への事業継続計画 (BCP) の策定支援(中小企業)	56 BCP 策定 企業の割合(中小企業)	23%	H29	38%	R5			97 企業への事業継続計画 (BCP) の策定支援(中小企業)	56 BCP 策定 企業の割合(中小企業)	23%	H29	39%	R6
<p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(12) 九州地方整備局 (別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、大分川ダム工事事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p>								<p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(12) 九州地方整備局 (別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、延岡河川国道事務所)</p>							

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>（1）土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>（略）また、宅地造成については、<u>宅地造成等規制法</u>や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。（略）</p> <p>5 港湾・漁港整備事業（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）</p> <p>（1）港湾・漁港整備事業の基本方針</p> <p>港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、<u>現在フェリー及び連絡船が就航している別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、耐震対策が未整備な大分港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。また、県北地域の拠点港として中津港を位置づける。</u></p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>（1）土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>（略）また、宅地造成については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。（略）</p> <p>5 港湾・漁港整備事業（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）</p> <p>（1）港湾・漁港整備事業の基本方針</p> <p>港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、<u>中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、中津港、大分港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。</u></p>
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 都市・地域防災環境整備</p> <p>1 防災的土地利用の推進（土木建築部都市・まちづくり推進課・道路建設課・道路保全課・砂防課・公園・生活排水課、市町村）</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第4節 都市・地域防災環境整備</p> <p>1 防災的土地利用の推進（土木建築部都市・まちづくり推進課・道路建設課・道路保全課・砂防課・公園・生活排水課、<u>用地対策課</u>、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（3）<u>所有者不明土地法に基づく措置の活用</u></p> <p><u>県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）</p> <p>（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 （略）</p> <p>ニ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p><u>を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第3章 災害に強い人づくり 第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）</p> <p>（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 （略）</p> <p>ニ 市町村は、<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>ホ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難</p>	<p>とする。 (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに</u>、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 <u>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</u></p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>	<p>居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後				
<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部 河川班 (河川副所長) (副) <u>調査</u>第一課長)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達</p> <p>1 基本方針(地震)</p> <p>(略)</p> <p>ロ 用語解説</p> <p>2 大分地方気象台の措置(地震)</p> <p>九州地方整備局大分河川国道事務所 (<u>調査</u>第一課)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課> 基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p>	<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部 河川班 (河川副所長) (副) <u>流域治水</u>第一課長)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達</p> <p>1 基本方針(地震)</p> <p>(略)</p> <p>ロ 用語解説</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 80%;">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地震情報</td> <td>固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大分地方気象台の措置(地震)</p> <p>九州地方整備局大分河川国道事務所 (<u>流域治水</u>第一課)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課> 基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p>	情報の種類	解説	地震情報	固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。
情報の種類	解説				
地震情報	固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。				

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後																			
<p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当に情報提供する。</p>				<p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当に情報提供する。</p>																			
<p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td> 1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 </td> <td>災害発生の日から<u>1</u>ヶ月以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対象	期間	備考	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>1</u> ヶ月以内		<p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td> 1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 </td> <td>災害発生の日から<u>3</u>ヶ月以内</td> <td>国の災害対策本部が設置された災害においては<u>6</u>ヶ月以内</td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対象	期間	備考	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>3</u> ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては <u>6</u> ヶ月以内
救助の種類	対象	期間	備考																				
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>1</u> ヶ月以内																					
救助の種類	対象	期間	備考																				
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から <u>3</u> ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては <u>6</u> ヶ月以内																				
<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第13節 ボランティアとの連携</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現す</p>				<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第13節 ボランティアとの連携</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現す</p>																			

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>るため、社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>第2章 活動体制の確立 第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 （1）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 （イ）知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。 a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班 b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所 <u>（ロ）緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u> <u>（ハ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u> （略）</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 （略）</p>	<p>るため、<u>災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど</u>、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。 大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p> <p>第2章 活動体制の確立 第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 （1）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保 ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付 （イ）知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。 a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班 b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所 <u>（ロ）知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。</u> <u>（ハ）緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u> <u>（ニ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u> （略）</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 （略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p> <p>県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>	<p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p> <p>県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理（災害救助法）		第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、 半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元 年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1 世帯とみなされる。	支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施（費用は災害救 助法施行細則に掲げる額以内）。
(略)		(略)	
13 障害物の除去（災害救助法）		13 障害物の除去（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、 竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を 営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するも の。 (略) 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,90 0円（令和元年度基準）。除去のために必要な機械、器具等 の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、 竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を 営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの （費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。 (略)
14 宅地防災工事資金融資		14 宅地防災工事資金融資	
(1) 支援の種類：融資		(1) 支援の種類：融資	
① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成等 規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に 基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 (略)		① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成及 び特定盛土等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、 建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 (略)	

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>(2) 対象者 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p>	<p>(2) 対象者 宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p>

大分県地域防災計画修正案

新旧対照表

事故等災害対策編	第3部 共通する災害応急対策・・・・・・・・・・P1 第4部 共通する災害復旧・復興・・・・・・・・・・P4
----------	---

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>河川班</p> <p>(河川副所長)</p> <p>((副) <u>調査</u>第一課長)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>				<p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>5 九州地方整備局関係災害対策組織</p> <p>(1) 大分河川国道事務所災害対策支部</p> <p>河川班</p> <p>(河川副所長)</p> <p>((副) <u>流域治水</u>第一課長)</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>○内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当へ災害発生の情報提供(第一報) <福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>基準に達した場合</p> <p>○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部福祉保健企画課></p> <p>□内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議</p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動</p> <p>(2) 内閣府への第一報</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 内閣府への情報提供</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官(防災担当)被災者生活再建担当に情報提供する。</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生日から <u>1</u> ヶ月以内		災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生日から <u>3</u> ヶ月以内	<u>国の災害対策本部が設置された災害において</u> は <u>6ヶ月以内</u>
<p>第12節 ボランティアとの連携</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p>				<p>第12節 ボランティアとの連携</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、<u>災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。</u>大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。</p>			
<p>第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p> <p>ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付</p> <p>(イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。</p>				<p>第15節 交通確保・輸送対策</p> <p>5 陸上輸送体制</p> <p>(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p> <p>ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付</p> <p>(イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。</p> <p>a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班</p>			

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班</p> <p>b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所</p> <p><u>(ロ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>(ハ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 (略)</p> <p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p> <p>県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>	<p>b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所</p> <p><u>(ロ) 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。</u></p> <p><u>(ハ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>(ニ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬</p> <p>5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 (略)</p> <p>(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表</p> <p>県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前		改正後	
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 9 住宅の応急修理 (災害救助法)		第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 9 住宅の応急修理 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。	支援の内容	(略) 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。
(略)		(略)	
1.1 宅地防災工事資金融資 (1) 支援の種類：融資 ① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 (略) (2) 対象者 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方		1.1 宅地防災工事資金融資 (1) 支援の種類：融資 ① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 (略) (2) 対象者 宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方	
1.2 障害物の除去 (災害救助法)		1.2 障害物の除去 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの(費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内)。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前		改正後	
	<p>(略)</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>		<p>(略)</p>